

富士白苑大磯コーポの運営規程

<特定施設入居者生活介護事業者・介護予防特定施設入居者生活介護事業者>

(事業目的)

第1条 社会福祉法人富士白苑が開設する富士白苑大磯コーポ（以下「事業所」という）が行う特定施設入居者生活介護事業・介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理者に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当っては、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- 1 名称 富士白苑大磯コーポ
- 2 所在地 神奈川県中郡大磯町東町 3-17-7
- 3 特定施設の類型 混合型

(職員の種類・員数・及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 施設長 1名（常勤兼務1名）
施設長は職員を統括し、施設全体の維持・管理を行う。
- 2 生活相談員 2名（常勤兼務2名）以上
入居者の生活に関する諸問題に対する相談を受ける。
- 3 事務員 1名（常勤専従1名）以上
事務員は経理及び入居者に関する諸事務を速やかに行う。
- 4 医師 1名（非常勤兼務1名）以上
嘱託医師は入居者の健康管理のため 週1回医務室において診療を行うと共に適切なアドバイスを行う。
- 5 機能訓練指導員 1名（非常勤専従1名）以上
機能訓練指導員は機能訓練及び機能減退防止訓練に関する指導助言を行う。
- 6 看護職員 4名（常勤専従2名、非常勤専従2名）以上
看護職員は常に入居者の健康状態を把握し、医師の指示により施設長と協議し、入居者の服薬の管理及び健康管理の増進を図る。
- 7 介護職員 10名（常勤専従5名、非常勤専従5名）以上

介護職員は入居者が日常生活に必要な介護を行う。

- | | |
|----------|--|
| 8 計画作成担当 | 1 名（非常勤専従 1 名）以上
要支援者・介護者の介護計画の管理を行う。 |
| 9 栄養士 | 1 名（常勤専従 1 名）以上
栄養士は食事の献立及び調理員への指示を行う。 |
| 10 調理員 | 5 名（常勤専従 4 名、非常勤専従 1 名）以上
調理員は栄養士の指示により、衛生に留意し、調理を行う。 |
| 11 管理員 | 3 名（非常勤専従 3 名）以上
管理員は施設内の点検を行うとともにこれらの清掃を行う。 |
| 12 夜間警備員 | 3 名（非常勤専従 3 名）以上
夜間警備員は夜間の諸施設とその周辺の警備を行う。 |

（利用定員及び居室数）

第 5 条 利用定員 9 6 人 居室数 4 8 室

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第 6 条 事業の内容及び詳細については「重要事項説明書」及び「介護サービス等の一覧表」のとおりとする。

介護を提供した場合の利用額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割又は 3 割の額とする。

- 2 その都度徴収するサービスについては「介護サービス等の一覧表」及び「介護保険外サービス料金一覧表」のとおりとする。病院への移送サービスは大磯、平塚を超える場合は、業者に実費自己負担とする。施設事業所の協力美容師の理美容を利用する場合は、直接業者に実費を支払う。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又は身元保証人に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（入居者が一時介護室に移る場合の条件及び手続き）

第 7 条 入居者及びその家族の要望により担当医師と相談の上、一時介護室に移ることができる。

（施設利用に当たっての留意事項）

第 8 条 留意事項は「富士白苑大磯コーポ管理規程」のとおりとする。

（緊急時等における対応方法）

第 9 条 職員は、介護を実施中に、入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡をする等の措置を講ずるとともに、施設長に報告する。

（事故発生時の対応）

第 10 条 事業所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠

償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 緊急の場合は、大磯消防署に連絡をし、消防署の協力のもとに通常行っている非難訓練に基づき、入居者を安全な場所に誘導する。

災害対策計画については「消防計画」「地震防災応急計画」のとおりとする。

(健康管理および衛生管理（感染症予防）、協力病院等）

第 13 条 事業所は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、感染症の予防および健康保持のために適切な措置を行うことに努める。

- 2 事業所は、入居者の使用する食器、その他の設備又は、飲用に供する水等々について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品および医療器具等々の管理を適正に行い、感染症等々の予防に努める。
- 3 事業所は、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 4 事業所は、職員に年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(苦情処理)

第 14 条 事業所は、提供したサービスに関する入居者およびその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、その内容を報告するものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、県、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、その内容を報告するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、非常災害や感染症蔓延の発生時において、入居者に対する特定施設等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。

（１）事業所は、職員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。

（２）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、従業者の資質の向上のために、次のとおり研修及び会議の機会を設ける。

①採用時研修 採用後 1 か月以内

②継続研修 年 12 回

③介護職員会議、厨房会議 月 1 回

2 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員と雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、サービスの提供にあたり、身体拘束、その他入居者の行動を制限する行為は行わない。但し、入居者又はその他の入居者等々の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合においては身体拘束適正化委員会において検討し、入居者や家族へ十分な説明を行い、理解と同意（書面）を得てから身体拘束を開始し、日々の記録を行う場合はこの限りではないものとする。

5 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画等、提供したサービス内容の記録、身体的拘束等に関する記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故に関する記録その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人富士白苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

付 則

この規程は平成 29 年 7 月 1 日より施行する

この規程は平成 30 年 6 月 1 日より施行する

この規程は令和 4 年 1 月 1 日より施行する

この規程は令和 7 年 9 月 1 日より施行する